

三重県営松阪野球場 放送設備の更新に係る仕様書

公益財団法人三重県体育協会（以下、「本協会」という。）が三重県から指定管理者の指定を受けて管理する三重県営松阪野球場の放送設備更新に関する仕様について、下記により定める。

業務を行うにあたっては、契約書、本仕様書及びその他関係法令を遵守しなければならない。

1. 調達物品の名称等

三重県営松阪野球場 放送設備の更新

2. 納入期限

契約締結日から令和元年6月27日（木）まで

3. 納入場所

三重県松阪市立野町 1370 番地 中部台運動公園内
三重県営松阪野球場 本部席

4. 機器内訳（指定品）

球場内放送設備に使用する機器は、現行設備を長期間にわたり使用していることから、操作性、既存スピーカー及び非常放送設備機器等(同メーカー)との接続性及び故障発生時の修理対応の円滑性を考慮して指定品とする。(同等品不可)

品名	メーカー名	品番	数量
800MHz帯ワイヤレス受信機(2波用)	Panasonic	WX-UR502	1台
800MHz帯ワイヤレスチューナーユニット	Panasonic	WX-UD500	1台
マイクロホンミキサー	Panasonic	WR-MX160	1台
システムラック	Panasonic	WL-R02	1個
電源制御ユニット(15A)	Panasonic	WU-L61	1台
800MHz帯壁取付ワイヤレスアンテナ	Panasonic	WX-4950A	2個
800MHz帯ワイヤレスマイクロホン	Panasonic	WX-4100B	2個
付帯作業費(機器取替、機器調整、運搬・搬入、撤去、結線、諸経費等)			1式

5. 物品納入に関する全般的留意事項

- (1) 納入物品は新品であること。
- (2) 納入物品の運搬、組み立て、設置及び納入管理は受注者の負担で行うこと。
- (3) 既存物品の撤去、処分は業務価格に含めること。
- (4) その他必要と思われる接続ケーブル及び配線保護材料は、全て受注者において用意すること。
- (4) 受注者は、当納入の管理を行う責任者又は発注者との連絡調整を行う者として、管理責任者を配置し、事前にその氏名、その他必要な事項を書面により届け出ること。

なお、管理責任者の変更は原則として認めない。

- (5) 納入予定物品が引渡期日までに廃番もしくは規格変更になる場合は、その理由の書類を提出し、後継品の資料及びカタログ等を提出し、発注者の了承を得ること。
- (6) 梱包資材及び養生資材等は、受注者の責任において処分すること。
- (7) 納入物品の搬入時は、建物、器物破損を防止するための措置を講じること。
- (8) 全ての物品の納入が完了後、管理責任者が立会いのうえ、発注者が納入物品の検収を行うこととし、発注者の検査の合格をもって検収完了とする。
- (9) 検査に合格し、物品の引き渡しを完了したときは、書面により発注者に対して契約代金の支払を請求すること。
- (10) 納入後1年間を瑕疵担保期間とし、受注者の責任において無償で保守メンテナンスを行うこと。
- (10) 本仕様書に明記されていない事項については、発注者と協議をすること。

6.その他

- (1) 受注者は業務の履行にあたって、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下、暴力団等という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに、捜査上必要な協力をする。
 - ウ 発注者に報告すること。
 - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより、工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- (2) 受注者が上記(1)のイ又はウの義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約の暴力団等排除要綱第7条の規定により、三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じる。